

告 示

埼玉県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、久喜市見沼代用水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和七年一月二十二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年二月四日から令和七年三月六日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所

川口市役所

行田市役所

加須市役所

春日部市役所

羽生市役所

鴻巣市役所

上尾市役所

草加市役所

越谷市役所

戸田市役所

桶川市役所

久喜市役所

蓮田市役所

白岡市役所

伊奈町役場

宮代町役場

各市町のホームページ